

第4回 がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議	参考資料
令和3年3月5日	8

「がんに関する全ゲノム解析等の推進に関する部会」
開催要綱

1. 目的

国は、第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月閣議決定）において、ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を段階的に構築することとしており、がんゲノム医療提供体制を整備してきた。こうした中、令和元年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（令和元年6月21日閣議決定）」において、国は、「がん・難病等のゲノム医療を推進する。（中略）これまでの取組と課題を整理した上で、数値目標や人材育成・体制整備を含めた具体的な実行計画を、2019年中を目途に策定する。」とした。このような背景を踏まえ、がんに関する全ゲノム解析等の推進について専門的に議論するため、「がんに関する全ゲノム解析等の推進に関する部会」（以下「部会」という。）を開催することとする。

なお、部会において議論し、とりまとめた事項は、「がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議」に報告することとする。

2. 検討事項

- （1）がんの全ゲノム解析等の目的、必要性、対象疾患、症例数、運営体制、体制整備
- （2）その他がんの全ゲノム解析等に関し必要な事項

3. 構成員

- （1）部会は、健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）部会には、部会長を置く。部会長は、構成員の中から健康局長が指名する。
- （3）部会の構成員の任期は、2年とする。
- （4）部会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

4. その他

- （1）部会は、「がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議」の開催要綱第5条に基づき開催する。
- （2）部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- （3）部会の庶務は、関係各局・各課の協力を得て、健康局がん・疾病対策課が行う。
- （4）この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、部会長が健康局長と協議の上、定める。

「がんに関する全ゲノム解析等の推進に関する部会」
構成員名簿

- 天野 慎介 全国がん患者団体連合会 理事長
- 大津 敦 国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 病院長
- 柴田 龍弘 東京大学医科学研究所ゲノム医科学分野 教授
- 野田 哲生 公益財団法人がん研究会がん研究所 所長
- 南谷 泰仁 京都大学大学院医学研究科・医学部 腫瘍生物学 特定准教授
- 宮野 悟 東京医科歯科大学 M&D データ科学センター長
- 横野 恵 早稲田大学社会科学部 准教授
- 安川 健司 日本製薬工業協会 副会長
- 山口 建 静岡県立静岡がんセンター総長

(五十音順・敬称略)